

栃木県後期高齢者医療広域連合障害者活躍推進計画

|                            |   |
|----------------------------|---|
| 機関名                        | 栃木県後期高齢者医療広域連合  |
| 任命権者                       | 広域連合長 佐藤 栄一   |
| 計画期間                       | 令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）  |
| 障害者雇用に関する課題                | <p>栃木県後期高齢者医療広域連合事務局は、栃木県及び県内の市町からの派遣職員と非常勤の会計年度任用職員で構成されている。</p> <p>派遣職員は、広域連合と派遣元市町の併任となっており、人選は派遣元市町が行っている。</p> <p>広域連合が直接採用している会計年度任用職員は、障害の有無に関わらず募集を行っている。</p> <p>過去に障害者である職員が在籍していたことはあるが、特段問題は生じなかった。</p> <p>今後は、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨及び規定に基づき、配慮が必要な障害者である職員が在籍する可能性も考慮した体制整備を行う必要がある。</p> |
| 目標                         |   |
| ①採用に関する目標                  | ○障害者である職員が在籍する場合を想定し、職員の障害者雇用の推進に関する理解を促進する。  |
| ②定着に関する目標                  | ○障害者である職員が在籍することとなった場合、適切な環境整備等に努め、不本意な離職者を生じさせない。  |
| 取組内容                       |   |
| 1. 障害者の活躍を推進する体制整備         | <p>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○障害者である職員の相談窓口を総務課に設置する。</p> <p>○障害者雇用推進者は、障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合、速やかにこれを選任し、所管の公共職業安定所に選任の届出書を提出する。当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合、労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>  |
| 2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出    | <p>○障害者雇用推進者は、障害者である職員が在籍することとなる部署の課長や担当で構成する障害者雇用推進チームを設置し、当該職員が能力を発揮するための職務を選定し、創出する。</p> <p>○障害者である職員が就任した後は、当該職員を障害者雇用推進チームに加え、定期的に職務の確認、見直しを行う。</p>  |
| 3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | <p>○相談窓口への相談のほか、職員面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも過度な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○障害者雇用のリーフレットを活用し、職員の障害者雇用に関する理解を促進する。</p>  |
| 4. その他                     | ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。  |